



LISA

先月は、「13号処理物」って、現実的には「有害な金属などが溶出しないように、コンクリートやキレート剤で固めた物」として運用されているけど、「コンクリートで固めた物」は「コンクリートくず」なのだから、「前各号に掲げるもののなかの一つ」となってしまう、条項上は「13号処理物」に該当しなくなってしまうのではないかな？
って、ところまででしたね。今日は、その続き。なぜ、こんなへんてこな条文が出来てしまったの？

はいはい、前回は廃棄物処理法成立当初の条文で条文の主旨と「へんてこ」さを確認した訳だけど、いよいよ、現在の条文に入り、こうなった経緯を見ていこうか。まずは、現在の条文と昔の条文の確認。



BUN



政令第2条

法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

1～12（略）

13 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの



<昭和46年時点>

13 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの



LISA

比べてみると、余計な言葉って言っちゃ失礼だけど、いろんな「形容詞」が追加されていますね。

そうだねえ。じゃ、いつものとおり括弧書きから見ていこうか。



BUN



LISA

括弧書きの「第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物」ってとこね。じゃ、一つ一つ確認してみるね。

1号=紙くず、2号=木くず、3号=繊維くず、4号と4の2を飛ばして、5号=ゴムくず、6号=金属くず、7号=ガラス陶磁器くず、8号=鉱さい、9号=がれき類、そして12号=ばいじんよね。

これについては、「事業活動に伴つて生じたものに限る。」ってことね。

逆に、これに入っていない産業廃棄物は4号=動植物性残渣、4の2=動物系固形不要物、10号=家畜ふん尿、11号=家畜の死体ってなるわね。

あれ?ということは、「4号=動植物性残渣、4の2=動物系固形不要物、10号=家畜ふん尿、11号=家畜の死体」は「事業活動に伴つて生じたものに限らない。」ってことになるの?そもそも、産業廃棄物って「事業活動に伴つて生じた」物なんでしょ?



BUN

ここがこの条文の一番「へんてこ」なところだねえ。ここには次の経緯があったようなんだ。

多分、「産業廃棄物を定義している条項なのに、その条項で「産業廃棄物」という文言を使うのは定義になっていないのではないか」、ということに気がついた人がいたんだと思う。

そこで、一旦、次のような文章に変わりました。

「13 燃え殻(事業活動に伴って生じたものに限る。以下同じ。)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物(第一号及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る。)を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの」

これは平成3年の改正によるもので、推測するにこの改正から制度化された特別管理という新たなジャンルに対応する必要もあったんだと思う。

この時の改正で「事業活動に伴って生じた」の文言が形容詞的に付け加えられた。これはさっきも話したとおり、産業廃棄物の定義に「産業廃棄物」という文言を使うわけにはいかないのだから「廃棄物」という文言から始めなければならなかったためと思うんだ。



LISA

「平成3年の改正」って、処理施設が許可制になったり、処理業許可に有効期間が設定されたりと大きな改正だったんですね。特管理制度もここからのスタートでしたね。



BUN

そうなんだ。平成3年の改正では、一般廃棄物の定義は法律第2条第2項で「産業廃棄物以外の廃棄物」としか定義していなかった。ところが、特別管理一般廃棄物を政令第1条で定義しちゃった。



PCB部品と感染性とばいじんですね。今は、廃水銀が追加されたけど。



BUN

第1条で特別管理と言えども一般廃棄物について詳細を定義したので、それまで、政令第1条だった産業廃棄物の定義が、押し出しを喰らって第2条に条項ズレを起こした。法令の規定の仕方って、その条項の前に規定していることは、それより後ろの条項での二重規定はしないのが原則。たぶん、そんな要因もあって、改めて「事業活動に伴って生じた」の文言がに付け加えられたんだと思う。

さらにもう一つそうせざるを得ない要因があったみたい。



それってなに？



BUN

それは「輸入廃棄物」。



LISA

「輸入廃棄物」は第2回で取り上げたわよね。たしか、平成5年の改正により、法律で産業廃棄物と定義されたんでしたね。



BUN

よく覚えていたね。輸入廃棄物は「事業活動に伴って」いなくとも産業廃棄物と定義したんだね。

そのためもあって、ことさら「事業活動に伴って生じた」の文言を付けなければならなかったのじゃないかな。そのため、平成5年改正の条文は次のとおりです。

「13 燃え殻(事業活動に伴って生じたものに限る。以下同じ。)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物(第一号及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る。)又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの」

この条文の「又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物」が「輸入廃棄物」のことです。



LISA

ようやく、現在の条文の「又は」以降も登場ってことね。でも、さっきも登場した「4号=動植物性残渣、4の2=動物系固形不要物、10号=家畜ふん尿、11号=家畜の死体」が「事業活動に伴って生じたものに限る」から除外されているのはなぜ?



BUN

これもBUNさんの推測なんだけど、「事業活動に伴って生じたものに限る」という形容詞がつかない号はいわゆる「業種指定」されている号なんだ。たとえば10号は「動物のふん尿」。これには括弧書きで「畜産農業に係るものに限る」とあり、「事業活動に伴って生じたものに限る」という形容詞が付かなくても「事業活動に伴って生じたもの」とわかることから、二重規定を避けるためにわざわざ除いているようなんですね。



LISA

かえって判りづらいわ。二重規定なんてどうでもいいから、国民に判る条文にすべきよ。それに「業種指定」は、この号だけじゃなく、紙くずや木くずも「業種指定」してますよね?それを除外していないのはなぜ?



BUN

それはPCBの付着物。いかにも業種を限定しているように見える1号紙くず、2号木くず、3号繊維くずなんだけど、この1号、2号、3号には最後に「PCBが付着したもの」も含めているんだ。



- 1 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。)
- 2 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)
- 3 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)



そうすると、この3種類も業種が限定されていない産業廃棄物が存在することになる。なので、明確にするために1号、2号、3号も「事業活動に伴って生じたもの」と明示しておかなければならなくなった。この「PCBが付着したもの」の改正が紙くず、木くず、繊維くずで改正時期がずれたことから、この13号の書きぶりも右往左往した時期があるようなんだ。そして、条文としては現在に至っている訳だね。



ふう〜。やっと、現在の条文に辿り着いたか。でも、これまでの経緯を勉強しても、なおさらもって、じゃ、「13号処理物」ってなに？ってなるわよね。大昔の通知では、「粉体」「泡状」は一般廃棄物である旨の疑義解釈もあったってことだけど、世の中が複雑になってくると、物理的、科学的に厳密に見れば「産業廃棄物19種類」に分類しきれものじゃないでしょ。厳密には19種類に該当しないような「物」でも無理矢理19種類のどれかに押し込める解釈運用がなされるようになってるじゃない。たとえば、廃棄血液は「液状なら廃アルカリ、固形状なら汚泥」であったり、乾燥して固まり泥状を呈してなくなった物も「乾燥汚泥」と呼称して汚泥として扱っているのが実態よ。そうすると、現実には19種類に該当しない「物」はなくなってしまいますよね。



そうだねえ。前回の最後で話題になった「コンクリート固形物」は、「コンクリート」であり、現在では7号の「ガラス陶磁器くず」の範疇に入ってしまうね。



そうそう、この点もまだ解説聞いてないわよ。どういことなの？

以前の7号は次の文章だったんですよ。

🏆 <平成13年時点> 7 ガラスくず及び陶磁器くず



9号は「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた」とあるから、あくまでも建設工事から排出された物に限定している。だから、この時点までの建設工事以外から出てくる「コンクリートの塊」は、「前各号に掲げる廃棄物に該当しないもの」だった。



それならわかるわ。しかも、その「コンクリートの塊」は、有害な金属などが溶出しないように処理したものなんだから、まさに「13号処理物」の定義のとおりよね。



BUN

ところが、某裁判があり、7号を改正し「ガラスくず、コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」
としちゃったんだね。



こうなると、「コンクリートの塊」はこの7号に該当しちゃいますよね。



BUN

7号の改正主旨は、「コンクリート製品工場から出る不良品」などをイ
メージしたんでしょうけどね。
おそらく、現在の全国の行政担当者の多くも、「有害な金属を溶出しな
いようにコンクリートで固めた物」は13号処理物と言うでしょうが、有
害性が全くないコンクリートの塊は単なる「7号コンクリートくず」と
判断すると思うよ。



じゃ、現在の条文どおりの13号処理物は存在しないってことになるの？



BUN

条文上は次のような物こそ13号処理物でしょうね。
たとえば、産業廃棄物として排出されたパチンコ台を解体して出てくる
木枠。
パチンコ台は「総体」として産業廃棄物として排出される。それを解体
すると木枠が出てくるけど、2号木くずは業種が規定されているから、
建設業や木製品製造業等から排出された物に限定される。となると、産
業廃棄物なのに「前号までに該当しない物」となるから、13号処理物
となっちゃうね。



LISA

ええー、単なる木枠、「木くず」が13号処理物ってなっちゃう訳ですか？
それは違和感満載だわ。



BUN

理屈はそうなんだけど、歴史的経緯から冒頭で記載したとおり、現在の
実際的な運用は「13号処理物」とは、「有害な金属等が溶出しないよう
にコンクリートで固めた物」等として運用していて、処理業の許可も、そ
ういった状態の物を想定して出しているから、もし、実際に関係する方
がいらしたら、行政窓口で確認するようにした方が無難だね。
さて、1年間にわたって掲載してきた「へんてこ条文」。まだまだ、廃棄
物処理法にはありそうなんだけど、とりあえず、メルマガ連載はここまで。



よく続いたわよ。開始した時点では3、4回で終わると思っていたのに。



<(_)>(^ - ^) /

とすることで、
また、どこかでお会い出来る時まで
皆さんお元気で。

